

指名停止措置期間の変更を行いました ～公契約関係競売等妨害～

北王設計コンサルタント株式会社に対して、令和3年8月3日付けで行った指名停止措置について、措置期間の変更を行いました。

北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所発注業務の入札に関し、北王設計コンサルタント（株）の元代表取締役社長が公契約関係競売入札妨害罪に問われた事件について、令和3年10月13日、旭川地方裁判所において判決公判があり、判決理由の中で、入札を執行する立場の公務員に働きかけ、意に沿わない業者を入札から排除する行為があったと認定された。

このことは、「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」第4条第五号及び「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領の運用について」第4条関係第2項に該当することから、指名停止措置期間の変更を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
北王設計コンサルタント株式会社	札幌市白石区菊水元町1条2丁目4番24号

2. 指名停止措置期間

(当初) 令和3年 8月 3日～令和3年12月 2日 (4か月)
(変更後) 令和3年 8月 3日～令和4年 1月 2日 (5か月)

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領第4条第五号

五 国土交通省職員又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合を除く。）にあっては、それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格業者にあっては、1. 5ヵ月）加算した期間

○指名停止措置要領の運用について第4条関係第2項

2 第四号及び第五号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 臼井 義晃（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 野上 浩也（内線5499）

